

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	あまだいこぎ刺し網漁業	3（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：3）	7トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	福井・石川両県境から北西の線と丹生郡越前岬から正西の線との両線間における海域。ただし、坂井市三国町宿福井港三国防波堤突端中心点、同点から真方位290度1,000メートルの点、福井市西畑町大稲葉地先に設置した標柱から真方位320度1,000メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域を除く。	4月1日から8月31日まで	あわら市 坂井市三国町 福井市 に住所を置く者